

会員資格規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所への入会及び入会の資格審査に関する事項、会費・入会金の納入に関する事項、会員の資格審議に関する事項、休会に関する事項、並びに賛助会員・名誉会員に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 入会及び入会の資格審査

(入会)

第2条

入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を理事長へ提出しなければならない。

(推薦者の資格)

第3条

前条の推薦者の資格は、本会議所の正会員で、被推薦者に対して1ヵ年間の義務履行の連帯保証ができる者とする。

(入会資格審査の委託)

第4条

入会の資格は、定款に基づき天童市及びその周辺に住所または勤務先を有する20才以上40才までの品格ある青年であることとする。

(入会資格審査の委託)

第5条

理事長は入会資格審査を担当する委員会へ委託する。

(入会の資格審査及び答申)

第6条

前条で定める担当委員会は推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

(入会の決定)

第7条

理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に通達する。

(正会員の認定)

第8条

入会を承認された者は理事会で承認された日をもって正会員となる。但し、正会員となった日より2カ月以内に入会金の支払いをしないときは、遡ってその承認の効力を失う。

2. 入会金の金額は、会費及び入会金規程に定める。

(入会年度の会費)

第9条

会費は5月末日までに入会を承認された者については全額とし、6月以降の入会については半額とする。

(入会金の免除)

第10条

名誉会員及び特別会員に対しては入会金を徴収しない。

第3章 会員資格審議委員会

(設置)

第11条

会員に、会員の資格を喪失するに足る行為がある、あるいはあると疑われる場合、会員資格審議委員会（以下、審議会という。）を設置することができる。

(構成)

第12条

審議会は理事長及び理事会において正会員より選任された4名以上の委員により構成される。

(審議会の招集と決議)

第13条

審議会は、理事長が委員長となり、必要と認めたときに招集し、委員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(任務)

第14条

審議会は、理事会の諮問のあったとき、または委員長が必要と認めたとき、次の事項につき審議の上、理事会に答申するものとする。

- (1) 特に理事会より諮問された会員一般の資格審議
- (2) その他会員に関する事項

(審議基準)

第15条

審議会における審議基準は、次の事項によるものとする。

- (1) 本会議所会員として、その品性と能力の有無
- (2) 定款その他の規程への違反の有無
- (3) 本会議所の名誉毀損、本会議所の目的遂行に反する行為、又は本会議所の秩序を著しく乱す行為の有無
- (4) その他考慮すべき条件

(会員の除名)

第16条

審議会は、審議結果を理事会に答申し、会員に除名するに足る要件があると診断された場合には、定款第16条による除名の決議を総会にはかるものとする。

第4章 休会及びその他の義務の免除

(休会)

第17条

正会員は、次の場合に休会を申し出ることができる。

(1) 傷病療養のため、6カ月以上本会議所の正会員として活動できないと思われるとき

(2) 妊娠出産のため、本会議所の正会員として活動できないと思われるとき

(3) 海外出張等のため、6カ月以上、本会議所の正会員として活動できないと思われるとき

2. 休会を希望するものは、所定の休会願いに下記の書類を添えて、理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 休会を必要とする理由書又は証明書

(2) 正会員として登録の日から2年未満の者は、推薦者の意見書

3. 休会願いが理事会に提出されたときは速やかにその諾否を決定しなければならない。

4. 休会を認められた正会員は、定款、その他の規程に別段の定めのない限り、年会費を納入しなければならない。但し、出席義務は免除される。

5. 休会者は委員会に所属しない。

6. 休会の効力は、同条第2項の承認より生じる。

(復帰)

第18条

休会の事由が解消されて復帰を望む場合には、復帰願いを理事長宛てに提出し、理事会で承認された日より復帰できる。

(妊娠・出産者)

第19条

妊娠・出産のため例会、その他の事業へ継続的な出席が困難である者は、理事長へ届出ることにより出席義務を免除される。

2. 前項の義務免除期間は、届出日より2年経過した年の12月末日までとする。

3. 第1項の届出以前に、第17条1項2号の理由による休会の申請をした者は、その申請をもって第1項の届出をしたものとみなす。

4. 第1項の届出は、書面により行わなければならない。

第5章 その他の会員

(賛助会員)

第20条

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は、理事会の承認により賛助会員として入会することができる。但し、年度末までに会費を納入しないときは退会とする。

2. 会員資格は1年限りとする。

3. 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

(名誉会員)

第21条

正会員以外の者で、本会議所の発展に功労のあった者は、理事会の承認により名誉会員となる。

(特別会員)

第22条

制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第23条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。

この規程は、令和2年9月2日より改定する。

